

令和7年2月12日 美郷町農業委員会会議録

令和7年2月12日午後2時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1 番	佐々木	定 廣	1 0 番	深 沢	靖
2 番	継 田	竜 也	1 1 番	齋 藤	美由木
3 番	高 橋	広 樹	1 2 番	高 橋	国 広
4 番	奥 山	秀 治	1 3 番	佐々木	竜 孝
5 番	小 西	嘉 之	1 4 番	加 藤	堅之助
6 番	深 田	秋 彦	1 5 番	高 橋	秀 行
7 番	山 田	貞 子	1 6 番	細 井	千代文
8 番	高 橋	孝 人	1 7 番	高 橋	正 尚

本会委員出席者 16名

2. 欠席委員は、次のとおり

9 番 高 橋 一 平

欠席者 1名

1. 出席事務局職員

局 長	佐々木 龍 悦
庶務班長兼農地調整班長	高 橋 絹 子
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）

会長 高橋 正尚 午後2時20分本委員会の閉会を告げた。

令和7年2月12日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和7年2月12日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後2時00分
4. 閉 会 午後2時20分
5. 議事録署名委員 5番 小 西 嘉 之
6番 深 田 秋 彦

●議 長 それでは、ただ今から令和7年第2回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。

お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。

●議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、5番、小西委員、6番、深田委員を指名します。

●議 長 次に、日程第2、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第4号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第4号、申請番号7番から申請番号15番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号7番、仙南地区の田2筆、964㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人はメロン栽培の規模を拡大したく、自宅に隣接する当該地を取得するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号8番、仙南地区の田3筆、10,039㎡、渡人は公益社団法人秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。公社特例事業で、令和3年に〇〇〇さんから秋田県農業公社へ所有権移転した農地を6年償還中ですが、繰り上げ償還し、受人へ所有権を確定させるものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

続きまして、賃貸借権です。

申請番号9番、仙南地区の田3筆、4,456㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農地中間管理事業の契約満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

以下2件の受人は〇〇〇さんで、農地中間管理事業の契約満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。期間は3年間です。

申請番号10番、仙南地区の田1筆、1,023㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号11番、仙南地区の田2筆、2,763㎡、渡人は〇〇〇さんです。

以下4件の受人は〇〇〇さんで、同じく農地中間管理事業の契約満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。期間は10年間です。

申請番号12番、仙南地区の田6筆、20,774㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号13番、仙南地区の田1筆、7,857㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号14番、仙南地区の田1筆、6,862㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号15番、仙南地区の田2筆、4,705㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号7番から15番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第4号について事務局より説明が終わりました。

●議 長 それではこれより審議を行います。

申請番号7番から申請番号15番までについてですが、家族案件がありますので、まずは、申請番号7番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号7番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号7番については原案のとおり決しました。

●議 長 次に、申請番号8番についてですが、家族案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇番委員の退席を求めます。

〇番委員 退席 午後2時05分

●議 長 それでは、申請番号8番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号8番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号8番については原案のとおり決しました。〇番委員の着席を求めます。

- 議 長 次に、申請番号9番から申請番号15番までについて質疑を行います。質疑
ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号9番から申請番号15番までにつ
いては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号9番から申請番号15番までにつ
いては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第2、議案第4号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第3、議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集
積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第5号について事務局よ
り説明願います。
- 庶務班長 【 議案第5号、申請番号9番から申請番号10番までについて議案書をも
とに朗読、説明 】
所有権移転が2件です。
申請番号9番、仙南地区の田11筆、14, 290㎡、渡人は○○○さん、
受人は○○○さんです。渡人は資金が必要になったため、親戚である受人へ
売買するものです。売買価格は総額○○○円で、引渡し時期は2月28日を
予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおり
です。受人は農機具一式を所有しております。
申請番号10番、六郷地区の田1筆、1, 123㎡、渡人は○○○さん、受
人は○○○さんです。渡人は資金が必要になったため、現在耕作している受
人へ売買するものです。売買価格は総額○○○円で、引渡し時期は2月28
日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのと
おりです。受人は農機具一式を所有しております。
申請番号9番から申請番号10番までの案件につきましては、いずれも旧農
業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えら
れます。以上です。
- 議 長 議案第5号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。
申請番号9番から申請番号10番までについて質疑を行います。質疑ござい
ませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号9番から申請番号10番までにつ
いては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号9番から申請番号10番までにつ
いては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第3、議案第5号については原案のとおり許可決定いたします。

●議長 次に、日程第4、議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）についてを上程し議題とします。議案第6号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第6号、申請番号85番から申請番号104番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

農地中間管理事業による貸借権の設定です。

申請番号85番、仙南地区の田2筆、7, 619㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号86番、六郷地区の田1筆、945㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は他の契約期間に合わせ8年11か月間です。

申請番号87番、仙南地区の田2筆、2, 722㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は他の契約期間に合わせ9年11か月間です。

申請番号88番、仙南地区の田3筆、4, 837㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は他の契約期間に合わせ9年11か月間です。

申請番号89番、仙南地区の田2筆、3, 536㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

以下3件の受人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号90番、仙南地区の田4筆、3, 061㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号91番、仙南地区の田1筆、1, 164㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号92番、仙南地区の田10筆、41, 763㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号93番、千畑地区の田18筆、16, 799㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

以下2件の受人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号94番、千畑地区の田11筆、23, 354㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号95番、千畑地区の田2筆、2, 594㎡、渡人は〇〇〇さんです。

以下2件の受人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号96番、千畑地区の田9筆、9, 237㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号97番、千畑地区の田21筆、18, 318㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号98番、千畑地区の田7筆、4, 471㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

す。

申請番号 99 番、六郷地区の田 13 筆、仙南地区の田 3 筆、計 12, 536 m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は 10 a あたり 〇〇〇円で、期間は 20 年 9 か月間です。

申請番号 100 番、仙南地区の田 3 筆、26, 753 m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は 10 a あたり 〇〇〇円で、期間は 4 年間です。

申請番号 101 番、仙南地区の田 1 筆、4, 799 m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は 10 a あたり 〇〇〇円で、期間は 4 年間です。

続きまして、貸借権移転です。

契約期間は現在の契約の残存期間となります。

申請番号 102 番、千畑地区の田 12 筆、18, 872 m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さん、〇〇〇さんです。賃借料は 10 a あたり 〇〇〇円です。

農地を集積するため、権利移転するものです。

申請番号 103 番、千畑地区の田 2 筆、六郷地区の田 14 筆、計 25, 841 m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さんです。賃借料は総額 〇〇〇円です。

法人へ農地を集積するため、権利移転するものです。

申請番号 104 番、仙南地区の田 1 筆、3, 113 m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は 10 a あたり 〇〇〇円です。

渡人の規模縮小のため、近隣を耕作している受人へ権利移転するものです。

申請番号 85 番から申請番号 104 番までの 20 件は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第 6 号について事務局より説明が終わりました。

●議 長 これより審議を行います。

申請番号 85 番から申請番号 104 番までについてですが、本人案件、家族案件がありますので、まずは、申請番号 85 番から申請番号 87 番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号 85 番から申請番号 87 番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号 85 番から申請番号 87 番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 次に、申請番号 88 番についてですが、家族案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後2時17分

●議 長 それでは、申請番号88番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号88番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号88番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後2時17分

●議 長 次に、申請番号89番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号89番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号89番については原案のとおり決しました。

●議 長 次に、申請番号90番から申請番号92番までについてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後2時18分

●議 長 それでは、申請番号90番から申請番号92番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号90番から申請番号92番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号90番から申請番号92番までについては原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後2時19分

●議 長 次に、申請番号93番から申請番号104番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号93番から申請番号104番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号93番から申請番号104番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第4、議案第6号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和7年第2回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後2時20分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和7年2月12日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 小 西 嘉 之

議事録署名委員 深 田 秋 彦